懲罰特別委員会審査結果報告書

議員提出議案第１１号　陸田孝則議員に対する懲罰について

令和６年２月２２日

懲罰特別委員会審査結果報告

令和５年１２月１５日付で、辻智之議員を提出者として、地方自治法第１３４条第１項の規定に基づき、陸田孝則議員に懲罰を科すことを求める議員提出議案が提出された。

これを受けて、１２月２０日の本会議において懲罰特別委員会が設置され、閉会中に審査することとなった。

懲罰特別委員会に付託を受けていた「議員提出議案第１１号 陸田孝則議員に対する懲罰について」、閉会中における審査の経過と結果を報告する。

１　委員長、副委員長及び委員の氏名（委員定数９人）

委員長	香　月　隆　一	副委員長	佐　藤　俊　一
委　員	柿　田　孝　子	委　員	山　野　義　人
委　員	村　吉　勇　介	委　員	尾　﨑　行　人
委　員	今　村　寿　人	委　員	髙　瀬　冨士夫
委　員	原　田　　誠		

２　付議案件

議員提出議案第１１号　陸田孝則議員に対する懲罰について

３　懲罰動議の原因となった発言部分（令和５年１２月１４日全員協議会：陸田孝則議員）

⑴　「**言行不一致**」、「**悪意ある印象操作**」、「**倫理観の欠如**」が含まれる発言

「正に**言行不一致**。ただ単に市民への**悪意ある印象操作**ではないかとの疑念を払拭することができません。念のため申し上げておきますが、声を荒げたとする指摘については、動議提出者の主観、感覚にほかならず、このような指摘をすること自体、動議提出者の**倫理観の欠如**であると断定するものであります」。とい文脈で使用。

⑵　「**稚拙な行為**」、「**非常識会派**」が含まれる発言

「議会の中で検討中の状態にあるものを議長不信任の理由に挙げることは、議会における議論の経過を無視した**稚拙な行為**であると言わざるを得ず、全く理解に苦しむところであります。本決議の提案者及び賛成者で構成する会派シン・タガワは、議論を無視し、約束や信義を守らない**非常識会派**のそしりを免れないものであります。」という文脈で使用。

⑶　「**議員としての資質に欠けている**」が含まれる発言

「その自ら発言を委縮してしまった原因が、私の議事運営にあると主張することは、全くのお門違いであるということは、はっきりと申し添えておきます。それは、ひとえに自らが**議員としての資質に欠けている**ことに起因するものであり、自覚すべきものであります。」という文脈で使用。

⑷　「**言論の自由を履き違えた放漫の最大の思い上がり**」が含まれる発言

「超えてはいけない一線を軽々しく超える行為は、断じて容認できず、針小棒大、**言論の自由を履き違えた放漫の最大の思い上がり**で、今後も機会を通じて断じざるを得ないものであります。」という文脈で使用。

４　懲罰事由の関係法令等

⑴　地方自治法第１３２条

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならい。

⑵　田川市議会会議規則第１４８条

議員は、議会の品位を重んじなければならない。

５　提出理由の主な内容（令和６年１月１８日懲罰特別委員会：辻智之議員）

ア　言行不一致という言葉は、言っていることとやっていることが異なるという意味であり、そもそもこの文脈で用いられるべき言葉ではなく、不正確で不適切な発言である。議長の高圧的な態度に萎縮しそうになりながらも、間違っていると声をあげなければならないという使命感によって不信任決議案の提出に至ったものである。

イ　悪意ある印象操作という言葉は、不信任決議案の提出時に理由をしっかりと説明したにも関わらず、その提案したことに対して印象操作という言葉を用いたことも不適切な発言であり、言葉の持つ意味からも私の議員としての評価を貶めかねない無礼な発言である。

ウ　倫理観の欠如という言葉は、議会という公の場で私に限らず他の議員に対して、倫理観が欠如していると断定する発言は決して許されることではなく侮辱する問題発言

である。

エ　稚拙な行為、非常識会という言葉については、議会における議論の経過を無視したという事実はなく、この一連の発言は私及び私の属する会派に対し言われなき侮辱の発言である。そしりを免れないという文言が付いているからと言って、許されるものではない。

オ　議員としての資質に欠けている、言論の自由を履き違えた放漫の最大の思い上がりといった発言は、私個人を侮辱するのみならず、私に貴重な一票を託してくださった有権者の皆様に対する侮辱にもなる発言であり、不適切極まりない発言である。

カ　一方的に無礼の言葉を浴びせかけ、動議提出者である私及び私の所属する会派に対して誹謗中傷を繰り返すことは、我々の名誉を毀損するのみならず、本議会の品格をも貶めるものであり決して容認できるものではない。

キ　その言葉単体では特に問題視されなくてもその文脈において、侮辱する意図が感じられるような文脈でその言葉が用いられているのであれば良くない。

６　一身上の弁明の主な内容（令和６年１月１８日懲罰特別委員会：陸田孝則議員）

ア　言行不一致という発言は、議会での発言を萎縮させ得るものであったと発言しているにもかかわらず、私の政治生命を絶ちかねない議長不信任決議、これは非常に重いものがありますが、これを唐突に提出するという大胆さについて、発言と行動とに矛盾があるということを指摘したものである。

イ　悪意ある印象操作という発言は、令和５年６月定例会において私が当該議員の発言を許可しなかったことについて、法令等のどこに抵触し、どのような問題があったのか具体的な根拠を示さずに、私に問題があると指摘し、議長不信任決議の理由に挙げることこそ、大問題であると指摘したものである。

ウ　倫理観の欠如という発言は、声を荒げたという感覚自体、まさに議長不信任の動議提出者の主観や感覚にほかならず、それを議長不信任の理由に挙げていることは、社会においてやってはいけないことをやってしまっていると客観的に判断できることから発言したものである。

エ　稚拙な行為という発言は、議会における初歩的なルールを理解せず、議会で議論中の課題を持ち出し、不信任という非常に重いものを突き付けるという目的と手段の不均衡を指摘したものである。

オ　非常識会派という発言は、議会で議論中の課題の解決を持ち出し、不信任という非常に重いものを突き付けるようなことをしていると、世間一般から非常識な会派と非難されても仕方がないのではないかと会派の在り方について指摘したものである。

カ　議員としての資質に欠けているという発言は、議員の職責は、議会において議論を尽くすことであり、議会で発言を萎縮することを指摘したものである。

キ　言論の自由を履き違えた放漫の最大の思い上がりという発言は、目的と手段が著しく不均衡であるにもかかわらず、自らの行動を顧みる努力もせず、突き進んでいった、今回の議長不信任決議の提出を指摘したものである。

ク　これらの発言が懲罰に該当するということになれば、憲法に規定する基本的人権である言論の自由、表現の自由を侵害し、大変重大な問題を引き起こすことになる。

7　委員からの主な意見

⑴　懲罰を科すことに反対の意見

ア　懲罰を科すのであれば、基準を設けるべきである。陸田議長の発言について、おかしいと感じる部分はなかった。地方自治法や会議規則にどこが違反し、どこが懲罰の対象になるのか慎重に議論していくべきである。

イ　これまでの議員としての経験上、今回の発言は問題にするほどのものではなく、このような発言を懲罰の対象にすることは、今後、自由な発言が出来なくなる。

ウ　議会は言論の府であり、議員活動の基本は言論である。このため、議会では発言自由の原則があり、法律や会議規則に違反しない限り、自由に発言することが出来ると思っている。不信任決議と同様、懲罰動議を出すほどの発言であったなら、動議を出す前に、発言の取り消しや訂正を求めるなり、反論するなど、議論が必要である。

エ　国会でもあるように、議論がぶつかる時、熱が入って声を荒げたり、言葉がきつくなることはある。自分の感情を相手、世間に知ってもらうため、強い口調で意見を述べることはある。

オ　過去の田川市議会の議事録等を見たが、今回の陸田議員の発言が、懲罰の対象となるとは思えない。どの言葉が懲罰に値するのか、曖昧なまま判断するのは危険である。

カ　議会の自浄作用について見解の相違があるが、その発言が問題だと思った時点で、代表者会議や議会運営委員会で議論し、それでも改善されないという場合に、懲罰

という手段をとるべきである。

キ　言葉、言葉をとって問題にする、いわゆる言葉狩りは、議員の思想信条による発言を萎縮させる要因になるため、慎重に議論するべきである。

⑵　懲罰を科すことに賛成の意見

ア　どこからが懲罰になるのかという線引きは難しいが、議論をする中で、その言葉を使わなくても議論ができ、使う必要のない言葉であれば、それは懲罰の対象になり得るのではないか。

イ　陸田議員が自身の見解を述べる中で、相手の会派のことを非常識会派という言葉を使って批判する必要はなく、非常識会派という言葉がなくても議論できたはずである。あえてこのような言葉を使ったことに問題がある。

ウ　議場では、言葉を整理して、誤解のないような言い方をすべきであり、非常識会派や倫理観の欠如、議員としての資質に欠けているという言葉を使うのはふさわしくない。幼稚で未熟という意味を持つ稚拙な行為という言葉、言論の自由を履き違えた放漫の最大の思い上がりという言葉は、無礼の言葉に当たり、懲罰に値する。

エ　懲罰動議を出す前に、そのことを各会派代表者会議等で協議するといった段階を踏んでいないから懲罰を科すべきではないということにはならないと考える

　会議規則では、懲罰事犯があった日から起算して３日以内に懲罰動議を提出する必要があり、事前に代表者会議等で議論することは難しい。

オ　地方自治法で、議会の会議又は委員会において、議員は、無礼の言葉を使用してはならないとなっており、無礼の言葉を使用することは、懲罰事由に該当する。議員は法律や条例、規則等を遵守しながら活動すべきであり、今回の陸田議員の発言には無礼の言葉に当たるものがある。

カ　陸田議長の弁明、見解、質疑の中で、非常識会派や倫理観の欠如という言葉を使ったことについて悪かった、今後は使わないという反省はみられなかった。今後も自分の会派のことを非常識会派だと言われ続けても懲罰に当たらないということにはならない。

キ　議員として感情に任せて意見を言うのではなく、言葉を考えながら発言すべきである。

８　討　論

賛成、反対の意見を討論に代えることとした。

９　採　決

⑴　懲罰を科すことについて

採決の結果、可否同数となったことから、委員長裁決により「懲罰を科すべき」と決定した。

⑵　懲罰の種類について

「公開の議場における陳謝」を求める意見があり、採決した結果、可否同数となったことから、委員長裁決により「公開の議場における陳謝」に決定した。

10　陳謝文（懲罰特別委員会起草）

⑴　陳謝文案について、採決した結果、可否同数となったことから、委員長裁決により以下のとおり決定した。

私は、令和５年１２月１日に議長不信任決議が可決されたことに対して、１２月１４日の全員協議会において見解を述べる際、議長不信任決議の提出者や提出者の所属会派に対し、無礼の言葉を用い、侮辱したことにより、議会の秩序を乱し、皆様方に不快な思いをさせたことを、誠に申し訳なく思っており、お詫び申し上げます。

議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、深く反省するものであります。

今後、このようなことが二度とないよう、地方自治法及び会議規則等を遵守することを皆様にお誓いし、田川市議会の一員として、誠意を披歴して衷心より陳謝いたします。

11　委員会の開催状況

回 数	開催日	主な議題	審議概要
第１回	R5.12.26	正副委員長の互選	香月委員長及び佐藤副委員長を選出した。
第２回	R6.1.11	陸田孝則議員に対する懲罰について	陸田議員に懲罰を科すべきか否か、各委員からの意見を求めた。 陸田議員に発言の意図を確認するため、弁明を

			受けることとした。 辻議員にも提案理由の主旨を確認するため、説明を求めることとした。
第３回	R6.1.18	１.陸田孝則議員からの一身上の弁明及び質疑 ２.辻智之議員からの懲罰動議に関する主旨説明及び質疑 ３．陸田孝則議員に対する懲罰について（採決）	陸田議員から弁明を受け、質疑を行った。 辻議員から、提案理由の主旨説明を受け質疑を行った。 陸田議員に懲罰を科すべきか否か、各委員からの意見を求めた。 陸田議員に懲罰を科すべきか否か､採決の結果、懲罰を科すべきと決定した。 懲罰の種類について、意見を求め、採決の結果公開の議場における陳謝に決定した。 陳謝文案については、正副委員長において作成することとした。
第４回	R6.1.25	陳謝方法及び陳謝文について	公開の議場における陳謝の方法等について確認した。 陳謝文については、採決の結果、正副委員長案のとおり決定した。 委員長報告案を作成し、委員会で確認することとした。
第５回	R6.2.20	審査結果の委員長報告について	委員長報告案及び審査結果報告書案について確認した。